

大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、今後さらなる増加が見込まれる外国人旅行者等に対する受入環境整備として、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進のため、大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「タクシー事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）を営業者をいう。
- (2) 「リース事業者」とは、タクシー事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の利用に供するため、タクシー事業者に対して、自らが所有する車両を有償で貸与する者をいう。
- (3) 「ユニバーサルデザインタクシー」とは、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき国土交通大臣が認定したタクシー及び移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令第45条第1項に規定する車椅子等対応車をいう。
- (4) 「国補助事業」とは、国土交通省が実施する事業であって、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の規定に基づく事業をいう。

(補助対象車両)

第3条 補助金の交付対象は、ユニバーサルデザインタクシーのうち、自動車検査証の使用の本拠の位置が大阪府内の住所である車両（以下「補助対象車両」という。）とする。ただし、中古のものを除く。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、補助対象車両を購入する事業者でタクシー事業者又はリース事業者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、タクシー事業者が一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）を行う上で使用する補助対象車両の車両本体価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）又は30万円（国補助事業の交付を受ける場合はその補助額に1/2を乗じて得た額）のいずれか低い額を上限とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、大阪府以外の補助金の交付を受けている場合、当該補助金と補助対象車両の車両本

体価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）との差額が 30 万円（国補助事業の交付を受ける場合はその補助額に 1 / 2 を乗じて得た額）を下回る場合は、その差額を上限とする。

（補助金の交付の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、知事に対し、その定める期日までに、大阪府行政オンラインシステムを利用することにより大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金申請書（第 1 号様式）を提出しなければならない。ただし、当該申請をしようとする者が大阪府行政オンラインシステムを利用することが困難である場合にあっては、郵送により申請することができる。

2 前項の大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）見積書（消費税抜きの本体価格が明記されているもの）
- （2）導入予定車両、ユニバーサルデザインタクシーに関する研修等の計画内容がわかる書類（第 1 号様式 別紙 1、2）
- （3）運転者 2 名以上（一人一車制個人タクシーの場合は 1 名）が第 8 条第 1 号に定める研修の修了者又は資格を有している者であることを証する書類の写し（リース事業者の場合は、導入するタクシー事業者より提供を受け提出すること）
- （4）誓約・同意書及び暴力団等審査情報（第 1 号様式 別紙 3、4）
- （5）リース事業者の場合、当該リース契約に係る契約書（写し）又は双方の契約の意思表示がわかる書類及びリース料金の算定根拠明細書（第 2 号様式）
- （6）その他、知事が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第 7 条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、速やかに補助事業者に対し大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により通知するものとする。

2 知事は、補助金の不交付を決定したときは、大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金不交付決定通知書（第 4 号様式）により通知するものとする。

3 知事は、第一項又は第二項の規定による交付の決定をした補助事業者に係る情報のうち、当該事業者の名称等に関する情報を公表することがある。

（交付の条件）

第 8 条 規則第 6 条第 2 項の規定により、知事が付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）第 14 条に定める実績報告の申請までに、以下のいずれかを満たす運転者を、補助対象車両 1 台につき 2 名以上（一人一車制個人タクシーの場合は 1 名）配置すること。

ア ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会（一般財団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）が推進する「ユニバーサルドライバー研修」の修了者

- イ 「ケア輸送サービス従業者研修」又は「福祉タクシー乗務員研修」の修了者
ウ 介護福祉士、訪問介護員、サービス介助士のいずれかの資格を有している者
- (2) 国土交通省通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(平成30年11月8日付)に基づく研修を年2回以上実施していること。
 - (3) 補助対象車両を、クレジットカード・電子マネー・QRコード決済等のキャッシュレス決済に対応させること。
 - (4) 補助対象車両を、ICTを活用したタクシー配車サービス(スマートフォンによるタクシー配車アプリ等)に対応させること。
 - (5) SDGs(持続可能な開発目標)に係る取組みを実施あるいは計画すること。

(補助金の交付の申請の取り下げ)

第9条 補助金の交付の申請を取り下げようとする補助事業者は、第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金交付申請取下書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(軽微な変更)

第10条 規則第6条第1項第2号の知事の定める軽微な変更とは、補助金の額に係わらない内容の変更とする。

(申請内容の変更)

第11条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、知事に対し、大阪府行政オンラインシステムを利用することにより大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金変更承認申請書(第6号様式)を提出しなければならない。ただし、当該申請をしようとする者が大阪府行政オンラインシステムを利用することが困難である場合にあつては、郵送により申請することができる。

- 2 補助事業者は、規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金中止承認申請書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、第1項又は第2項の規定による申請書の提出があつたときは速やかに審査を行い、交付決定の変更又は中止の承認を行う場合は、大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金変更・中止承認通知書(第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、知事は、大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（第9号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業の遂行状況等について、知事から求めがあったときは、指定する期日までに大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金遂行状況報告書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 規則第12条の規定による報告は、補助対象事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は知事が別に定める期日のいずれか早い日までに、大阪府行政オンラインシステムを利用することにより大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金実績報告書兼請求書（第11号様式）を知事に提出することにより行わなければならない。ただし、当該申請をしようとするものが大阪府行政オンラインシステムを利用することが困難である場合にあっては、郵送により申請することができる。

2 前項の大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金実績報告書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大阪府以外の補助事業の補助金の交付の有無の内訳書（第11号様式 別紙）
- (2) 補助対象車両の自動車検査証の写し（使用の本拠の位置が大阪府内であること）
- (3) 補助対象車両に係る請求書及び領収書等の写し
- (4) ユニバーサルデザインタクシーに関する研修等の実施状況がわかる書類（第1号様式別紙2）
- (5) 運転者2名以上（一人一車制個人タクシーの場合は1名）が第8条第1号に定める研修の修了者又は資格を有している者であることを証する書類の写し（交付申請時に提出していない場合）
- (6) キャッシュレス決済及びICTを活用したタクシー配車サービスに対応していることを示す書類
- (7) SDGs 実施報告書兼計画書（第12号様式）
- (8) その他、知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知及び交付）

第15条 知事は、規則第13条の規定により、前条第1項及び第2項による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金額確定通知書（第13号様式）により補助事業者に対し通知するとともに、速やかに当該補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第 16 条 知事は、補助事業者が規則第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき、本要綱の規定に違反したとき又は事業を継続できなくなったときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。ただし、補助事業者が補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後に規則第 2 条第 2 号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合を除く。

3 知事は、前 2 項の規定による取消しを決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金交付決定取消通知書（第 14 号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の経理）

第 17 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、かつこれらの補助対象事業に関する書類を、補助対象事業が完了した日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（取得財産等の管理及び処分の制限）

第 18 条 補助事業者は、導入した補助対象車両についての台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って運用しなければならない。

2 導入した補助対象車両を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換又は貸し付けしようとするときは、あらかじめ知事に報告するものとする。

3 補助事業者は、補助対象車両の納車日から起算して 5 年経過以前に取得財産等を処分しようとするときは、大阪府ユニバーサルデザインタクシー処分承認申請書（第 15 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助事業者へ利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を府に納付させることができる。

（調査等）

第 19 条 知事は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、補助事業者はその調査等に応じなければならない。

附 則

1 この交付要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱の一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。